第六号の三様式（入力用）（用紙日本工業規格Ａ４・草色）（第二条・第五条・第十条の二関係）

［様式　略］

第６号の３様式記載要領

［１～９　略］

第七号様式（用紙日本工業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）

［様式　別紙三十八　挿入］

第七号の二様式（用紙日本工業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）

［様式　別紙四十　挿入］

第七号の二様式（用紙日本工業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）

［様式　別紙四十二　挿入］

第７号の２様式記載要領

１　この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第53条第26項及び第321条の８第26項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第６号様式の申告書又は第10号の３様式の更正請求書に添付する場合は（その２）により、それ以外の場合は（その１）によること。なお、（その２）は（その１）に代えて使用して差し支えないものであること。

［２　略］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

［(1)～(3)　略］

(4)　「各道府県ごとに算定した法人税割額⑰」の欄は、第６号様式の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額及び「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑨」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

［(1)～(4)　略］

(5)　「各都道府県ごとに算定した法人税割額⑱」の欄は、第６号様式の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額及び「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑨」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

(6)　「各市町村ごとに算定した法人税割額㉑」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「２以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額及び「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑧」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

第七号の三様式（用紙日本工業規格Ａ４）（附則第十一条の六・第十一条の六の十一・第三十三条関係）

［様式　別紙四十四　挿入］

［第７号の３様式記載要領　略］

第七号様式（入力用）（用紙日本工業規格Ａ４・草色）（第二条・第五条・第十条の二関係）

［様式　同上］

第７号様式記載要領

［１～９　同左］

［新設］

第七号の二様式（用紙日本工業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）

［様式　別紙三十九　挿入］

第七号の二様式（用紙日本工業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）

［様式　別紙四十一　挿入］

第７号の２様式記載要領

１　この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第53条第24項及び法第321条の８第24項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第６号様式の申告書又は第10号の３様式の更正請求書に添付する場合は（その２）により、それ以外の場合は（その１）によること。なお、（その２）は（その１）に代えて使用して差し支えないものであること。

［２　同左］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

［(1)～(3)　同左］

(4)　「各道府県ごとに算定した法人税割額⑰」の欄は、第６号様式の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

［(1)～(4)　同左］

(5)　「各道府県ごとに算定した法人税割額⑱」の欄は、第６号様式の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

(6)　「各市町村ごとに算定した法人税割額㉑」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「２以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

第七号の三様式（用紙日本工業規格Ａ４）（附則第十一条の六・第十一条の六の十一・第三十三条関係）

［様式　別紙四十三　挿入］

［第７号の３様式記載要領　同左］